

液体用高機能容器に関する JIS 制定

- 「新市場創造型標準化活用制度」を活用した JIS 制定案件です -

平成28年10月20日

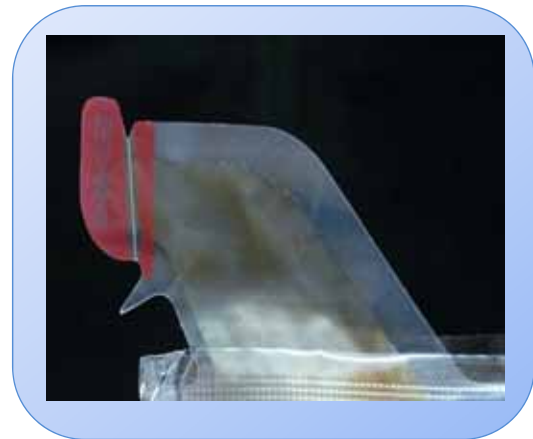
開封後の液体内容物の鮮度を保持する液体用高機能容器について、「新市場創造型標準化制度」を活用して JIS を制定しました。これにより、飲料などの食品を始めとして、様々な分野での液体用高機能容器の利用の拡大が期待されます。

1. JIS 制定の目的・背景

注出口に逆止機能をもつ液体用高機能容器については、発展途上の製品であり、今後普及が増大することが予想されますが、その構造、性能などについて規定する規格が存在しておらず、十分な機能を満たさない容器が市場に出回る可能性があります。このため、当該技術を客観的に評価できる基盤を構築することは必要不可欠であることから、その品質、評価方法などについて、新たに JIS を制定しました。



液体用高機能容器の例



液体用高機能容器の注出口の例

2. JIS 制定の主なポイント

・主な規定項目

開封後の液体内容物の酸化を抑制することが可能な、注出口に逆止機能をもつ液体用高機能容器に関する、品質、酸化防止性能試験、表示方法などを規定しました。

・試験及び評価方法

試験及び評価方法は、対象となる容器に酸化しやすい「アスコルビン酸」を充填、徐々に注ぎ出す操作を繰り返し、35 日後のアスコルビン酸の残存率で酸化防止性能を評価し、その値を表示することとしました。

日本工業標準調査会 (JISC) の HP (<http://www.jisc.go.jp/>) から、「Z1717 (包装 - 液体用高機能容器)」で JIS 検索すると 本文を閲覧できます。

【担当】経済産業省 産業技術環境局 国際標準課 (03-3501-9283、内線 3426 ~ 3427)
(課長) 藤代 尚武 (補佐) 田中 利穂
経済産業省 製造産業局 素材産業課
(課長) 茂木 正 (補佐) 芳澤 美登里

< 参考 >

新市場創造型標準化制度について

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/shinshijyo/index.html>